



平成 28 年 8 月 4 日

各 位

上 場 会 社 名 グ ロ ー リ ー 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 尾 上 広 和
本 社 所 在 地 兵庫県姫路市下手野一丁目 3 番 1 号
コ ー ド 番 号 6 4 5 7
上 場 取 引 所 東証第一部
決 算 期 3 月
問 合 せ 先 経営企画部長 犬 賀 昌 人
T E L (0 7 9) 2 9 7 - 3 1 3 1

業績連動型株式報酬制度に基づく 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 4 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 処分の概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 処分期日 | 平成 28 年 8 月 30 日（火） |
| (2) 処分株式数 | 普通株式 27,800 株 |
| (3) 処分価額 | 1 株につき金 2,929 円 |
| (4) 資金調達額 | 81,426,200 円 |
| (5) 処分方法 | 第三者割当の方法によります。 |
| (6) 処分先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口） |
| (7) その他 | 該当事項はありません。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 27 年 8 月 28 日付で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をより一層高めることを目的に、会社業績との連動性及び透明性・客観性の高い役員報酬制度として、株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入しておりますが、今般、当社子会社の取締役社長（以下、当社の取締役と併せて「対象取締役」という。）も本制度の対象とすることにいたしました。

本自己株式処分は、本制度の導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結した役員報酬 B I P 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

処分価額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
81,426,200	—	81,426,200

(2) 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分により増加する上記差引手取概算額 81,426,200 円については、平成 28 年 8 月 30 日以降、全額を主に買掛金の支払い等の運転資金に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理につきましては、当社預金口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、また財務体質のさらなる健全化につながるため、合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、取締役会決議日の直前営業日（平成 28 年 8 月 3 日）までの 1 ヶ月間（平成 28 年 7 月 4 日から平成 28 年 8 月 3 日）の東京証券取引所における当社株式の終値平均である 2,929 円（円未満切捨て。平成 28 年 8 月 3 日終値（2,892 円）との乖離率+1.28%）を採用いたしました。直前 1 ヶ月間の終値平均を基準としましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直前 1 ヶ月間としましたのは、直前 3 ヶ月間（平成 28 年 5 月 4 日から平成 28 年 8 月 3 日）、直前 6 ヶ月間（平成 28 年 2 月 4 日から平成 28 年 8 月 3 日）と比較して、直近の市場価格に最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、当該価額は、東京証券取引所における当社株式の取締役会決議日の直前営業日（平成 28 年 8 月 3 日）の終値 2,892 円（円未満切捨て）との乖離率+1.28%、取締役会決議日の直前 3 ヶ月間の終値平均である 3,046 円（円未満切捨て）との乖離率-3.84%、ならびに、同じく直前 6 ヶ月間の終値平均である 3,388 円（円未満切捨て）との乖離率-13.55%となっております。上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 3 名（うち社外監査役 1 名）は、本自己株式処分は本制度導入を目的としており、当該処分価額が取締役会決議日の直前 1 ヶ月間の当社株式の終値平均であり、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」も勘案して決定されたものであることから、処分価額は割当先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対する処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象取締役に交付すると見込まれる株式数であります。その希薄化の規模は、発行済株式総数に対し 0.04%（小数点第 3 位を四

捨五入、平成 28 年 3 月末現在の総議決権個数 658,736 個に対する割合 0.04%) と小規模なものであります。

また、本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象取締役に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

① 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）

② 信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	対象取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	対象取締役または対象取締役を退任した者のうち受益者要件を充たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成 27 年 8 月 28 日（平成 28 年 8 月 29 日に変更予定）
信託の期間	平成 27 年 8 月 28 日～平成 30 年 8 月末日（予定）
制度開始日	平成 27 年 9 月 1 日
議決権	行使しないものといたします。

(ご参考) 処分先の概要

(1) 名 称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）	
(2) 所 在 地	東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和地 薫	
(4) 事 業 内 容	有価証券の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
(5) 資 本 金	10,000 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 12 年 5 月 9 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 120,000 株	
(8) 決 算 期	3 月 31 日	
(9) 従 業 員 数	739 名（平成 28 年 3 月 31 日現在）	
(10) 主 要 取 引 先	事業法人、金融法人	
(11) 主 要 取 引 銀 行	—	
(12) 大株主及び持株比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%
	日本生命保険相互会社	33.5%
	明治安田生命保険相互会社	10.0%
	農中信託銀行株式会社	10.0%

(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態		(単位：百万円)	
決 算 期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
純 資 産	20,829	21,233	21,812
総 資 産	602,241	1,450,058	6,217,917
1株当たり純資産(円)	173,581.48	176,948.03	181,771.23
経 常 収 益	23,258	21,913	22,338
経 常 利 益	1,044	863	1,096
当 期 純 利 益	626	522	717
1株当たり当期純利益(円)	5,221.55	4,355.17	5,975.76
1株当たり配当金(円) (普通株式)	1,305.00	1,088.00	1,493.00

※なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の子会社であり、同社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査により、処分先、当該処分先の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 処分先を選定した理由

当社は、平成27年8月28日付で、当社の取締役を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をより一層高めることを目的に、会社業績との連動性及び透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入しておりますが、今般、当社子会社の取締役社長も本制度の対象とすることにいたしました。

このような状況下において、証券代行業務等の信託銀行取引関係から三菱UFJ信託銀行株式会社よりBIP信託の追加提案を受け、また、BIP信託に係る事務コスト等を総合的に判断した結果、引き続き同社を委託先として選定いたしました。なお、BIP信託においては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が共同受託者として同信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が引き続き行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が処分先となります。

(3) 処分先の保有方針

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）は、株式交付規程に従い、役位及び業績目標の達成度に応じて、一定の受益者要件を満たす対象取締役に対し、その在任時及び退任時に、ポイント数に応じた数の当社株式及び当社株式

の換価処分金相当額の金銭の交付等を行うことになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）から、処分日より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告することとならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からBIP信託に拠出される追加信託金を処分日において信託財産内に保有する予定である旨、BIP信託契約にて確認の予定です。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成28年3月31日現在）		処分後	
日本生命保険相互会社	4.99%	日本生命保険相互会社	4.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.18%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.18%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3.85%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.78%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.78%
株式会社三井住友銀行	3.06%	株式会社三井住友銀行	3.06%
グローリーグループ社員持株会	2.88%	グローリーグループ社員持株会	2.88%
JP MORGAN CHASE BANK 385174	2.61%	JP MORGAN CHASE BANK 385174	2.61%
タツボーファッション株式会社	2.18%	タツボーファッション株式会社	2.18%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1.97%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1.97%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1.48%	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1.48%

(注) 1 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3 上記のほか、当社保有の自己株式2,749,737株は、処分後2,721,937株となります。ただし、本自己株式数は、平成28年3月31日時点の株主名簿に記載の株式数を基に計算しております。

4 処分先は、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）」となるため、上記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数には含めておりません。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当しません。

9. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微であると考えます。

10. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	218,632	222,356	226,952
営業利益	16,718	18,693	20,552
経常利益	19,764	22,211	17,583
親会社株主に帰属する当期純利益	9,939	12,887	8,829
1株当たり当期純利益	151.31円	196.19円	134.38円
1株当たり配当金	49.00円	54.00円	56.00円
1株当たり純資産	2,865.09円	3,066.53円	2,966.22円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	68,638,210株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	2,279円	2,853円	3,335円
高 値	2,960円	3,545円	4,000円
安 値	2,058円	2,562円	2,796円
終 値	2,829円	3,350円	3,825円

(注) 各株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所第一部におけるものであります。

②直近 6 ヶ月間の状況

	平成 28 年 2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始 値	3,825 円	3,825 円	3,955 円	3,510 円	3,225 円	2,794 円
高 値	3,980 円	3,950 円	3,955 円	3,730 円	3,250 円	3,165 円
安 値	3,355 円	3,640 円	3,575 円	3,130 円	2,606 円	2,676 円
終 値	3,805 円	3,825 円	3,630 円	3,225 円	2,771 円	2,870 円

③ 処分決議日の前営業日における株価

	平成 28 年 8 月 3 日
始 値	2,805 円
高 値	2,925 円
安 値	2,776 円
終 値	2,892 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当自己株式処分

(1) 処分期日	平成 27 年 8 月 31 日 (月)
(2) 調達資金の額	720,736,000 円
(3) 処分価額	1 株につき金 3,568 円
(4) 処分時における発行済株式数	普通株式 68,638,210 株
(5) 処分株式数	普通株式 202,000 株
(6) 処分後における発行済株式数	普通株式 68,638,210 株
(7) 処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 E S O P 信託口)

12. 処分要項

(1) 処分株式数	普通株式 27,800 株
(2) 処分価額	1 株につき金 2,929 円
(3) 資金調達の額	81,426,200 円
(4) 処分方法	第三者割当の方法によります。
(5) 処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) 払込期日	平成 28 年 8 月 30 日 (火)
(7) 処分後の自己株式数	2,721,937 株

(注) 1 平成 28 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記 (7) の自己株式数は、平成 28 年 3 月 31 日時点の株主名簿に記載の株式数を基に記載しております。

以 上